

令和6年度実施庁目標に対する実績の評価 及び 令和8年度実施庁目標の策定について

令和8年3月



実施庁目標とは

実施庁

中央省庁等改革基本法に基づき、主に政策の実施機能を担う組織として、

平成13年1月の省庁再編時に、7省庁に9実施庁が設置された。現在は、4省5実施庁となっている。

現行の実施庁 : 法務省（公安調査庁）、財務省（国税庁）、**経済産業省（特許庁）**、国土交通省（気象庁、海上保安庁）

廃止された実施庁 : 防衛庁（防衛施設庁）、総務省（郵政事業庁）、厚生労働省（社会保険庁）、国土交通省（海難審判庁）

実施庁目標の策定

中央省庁等改革基本法 第16条第6項第2号に基づき、各年度に特許庁が達成すべき目標を
経済産業大臣が設定し、特許庁長官に通知する。

（※今回は、**令和8年度目標の策定。**）

実施庁目標に対する実績の評価

特許庁が達成すべき目標に対する実績を経済産業大臣が評価し、特許庁長官に通知する。

（※今回は、**令和6年度目標に対する実績の評価。**）

令和6年度目標に対する実績について

- 令和6年度は、商標の拒絶査定不服審判請求件数の動向や、中小企業支援に係る施策推進の観点から、目標の修正・変更を行った。
- 全32項目中、「特許出願件数（内国人の特許出願件数）に占める中小企業の割合」の項目を除き、達成。
- 目標未達の要因は、以下の2つが考えられる。
 - 大企業からの出願件数の増加
 - 審査請求料の減免制度の適用件数上限が令和6年度施行となったことが影響し、中小企業からの出願件数が減少

令和8年度目標のポイント

- 令和8年度目標は、以下の点がポイント
- ① **特許・意匠・商標の審査期間**については、一次審査通知までの期間（FA期間）・権利化までの審査期間（TP期間）ともに、**令和7年度目標を引き続き維持**。
- ② **審判審理期間**については、足下の請求件数の動向等を踏まえ以下について目標を変更。
 - **特許の拒絶査定不服審判の審理期間を13~15カ月に延長**（今年度目標：12~14カ月）
- ③ 第3次地域知財活性化行動計画終了、及びINPITの第6期中期計画改訂に伴い、中小企業／地方（地域）の知財活用支援の目標の修正
- ④ 大企業による出願増に伴う、**特許出願件数**（内国人の特許出願件数）**に占める中小企業の割合目標の削除**（「新規に特許等の出願を行う中小企業数」の目標は維持）
- ⑤ 新興国等の知財関係者を対象とした研修について、カリキュラム拡充に伴う研修修了目標人数の見直し
 - **研修対象国・機関について「40カ国・機関以上」、研修人数について「270人以上」とする**。（今年度目標：40カ国・機関以上、290人以上）

1-1. 審査期間について

項目		令和5年度評価	令和6年度目標	令和6年度評価	令和7年度目標	令和8年度目標
特許	一次審査通知までの期間	年度平均9.4カ月、 令和6年3月平均9.1カ月	8.5～10.5カ月	9.1カ月	8.5～10.5カ月	8.5～10.5カ月
	早期審査 一次審査通知までの期間	2.1カ月	3カ月以内	2.3カ月	3カ月以内	3カ月以内
	スーパー早期審査 一次審査通知までの期間	0.8カ月	1カ月以内	0.9カ月	1カ月以内	1カ月以内
	権利化までの期間	年度平均13.8カ月、 令和6年3月平均13.3 カ月	13～15カ月	13.0カ月	13～15カ月	13～15カ月
意匠	一次審査通知までの期間	6.0カ月	5～7カ月	6.1カ月	5～7カ月	5～7カ月
	早期審査 一次審査通知までの期間*	2.0カ月	3カ月以内	2.0カ月	3カ月以内	3カ月以内
	権利化までの期間	6.8カ月	6～8カ月	6.8カ月	6～8カ月	6～8カ月
商標	一次審査通知までの期間	6.1カ月	5.5～7.5カ月	6.8カ月	5.5～7.5カ月	5.5～7.5カ月
	早期審査 一次審査通知までの期間	1.7カ月	3カ月以内	1.8カ月	3カ月以内	3カ月以内
	権利化までの期間	7.3カ月	7～9カ月	7.8カ月	7～9カ月	7～9カ月

*令和7年度よりスタートアップ(SU)を意匠早期審査の対象とすることから、期間目標の対象にSUを加える。

1-2. 審査の質について

項目		令和5年度評価	令和6年度目標	令和6年度評価	令和7年度目標	令和8年度目標
特許	コミュニケーションに関するユーザーの評価*	78.1%	上位評価割合 65%以上	78.4%	上位評価割合 65%以上	上位評価割合 65%以上
意匠	コミュニケーションに関するユーザーの評価*	88.3%	上位評価割合 70%以上	91.3%	上位評価割合 70%以上	上位評価割合 70%以上
商標	コミュニケーションに関するユーザーの評価*	80.8%	上位評価割合 65%以上	75.3%	上位評価割合 65%以上	上位評価割合 65%以上

* 主たる出願人に対し、アンケートを送付。「5：満足」、「4：比較的満足」、「3：普通」、「2：比較的不満」、「1：不満」のうち、上位2段階である「5：満足」及び「4：比較的満足」を集計。

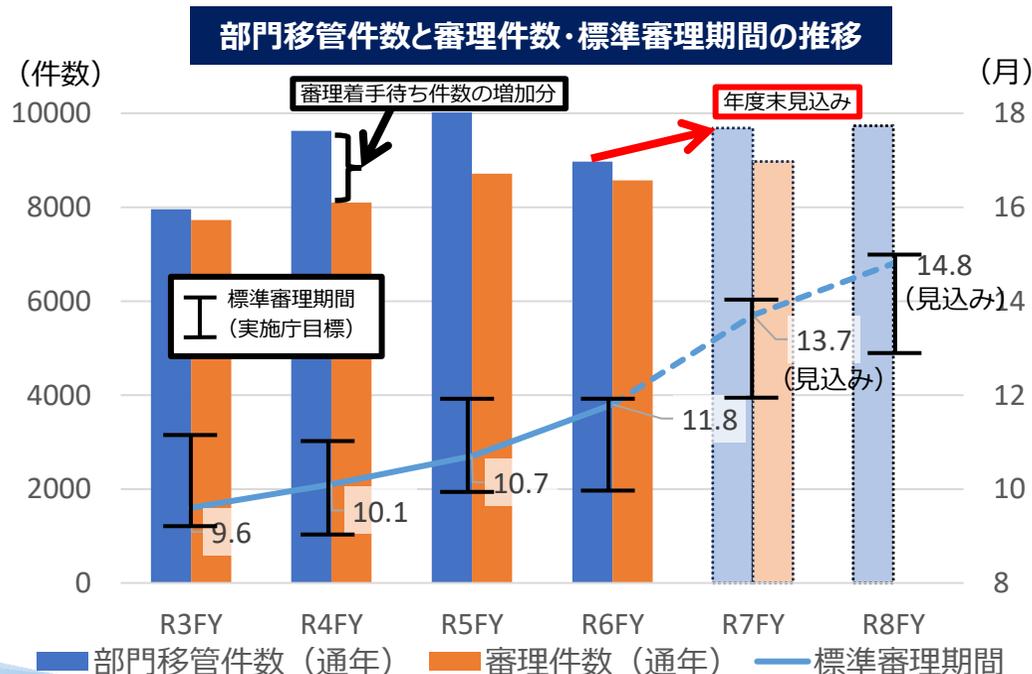
2. 審判の標準審理期間*について

項目		令和5年度評価	令和6年度目標	令和6年度評価	令和7年度目標	令和8年度目標
拒絶査定 不服審判	特許	10.7カ月	10～12カ月	11.8カ月	12～14カ月	13～15カ月
	意匠	5.8カ月	4～6カ月	5.9カ月	4～6カ月	4～6カ月
	商標	9.4カ月	9～11カ月	9.3カ月	8～10カ月	8～10カ月
拒絶査定 不服審判 早期審理	特許 意匠 商標	2.5カ月	2～4カ月	2.4カ月	2～4カ月	2～4カ月
無効審判	特許 意匠 商標	8.4カ月	7～9カ月	8.4カ月	8～10カ月	8～10カ月
異議申立	特許	6.9カ月	7～9カ月	7.6カ月	7～9カ月	7～9カ月
	商標	6.5カ月	5～7カ月	5.5カ月	5～7カ月	5～7カ月

*方式調査等終了後、各審判部門に移管されてから審理終結通知発送までの実質的な審理の期間。

特許の拒絶査定不服審判 審理期間

- 令和7年度は、業務効率化の取組を進めたことで、**審判官1名当たりの1か月当たりの審理件数は、対前年比で約4%向上**し、令和7年度の審理件数は令和5,6年度を上回る見込みだが、**部門移管件数* (IN) が審理件数 (OUT) を上回る傾向が続いており、審理着手待ち件数の増加が継続**。
- これにより、標準審理期間は、令和7年度は平均約13.7か月となり、現行目標を達成見込みであるものの、**令和8年度は標準審理期間が14.8か月になる見込み**。
- 令和8年度は、審理期間の長期化に歯止めをかけるべく、審理件数増加に向けた**抜本的な対策として生成AIの有効活用に向けた集中的な検討・試行**に取り組む。同取組は、審理案件の処理と並行して行うため、令和8年度の実施行目標を平均**13~15か月**としつつ、令和9年度以降は目標を堅持できるよう努める。



*審判請求された事件のうち、審理部門に移管された件数

- 令和7,8年度の標準審理期間は見込み。
- 令和7年度の部門移管件数・審理件数は、1月末時点の実績から見込まれる見通しの件数（薄色）。

実施庁目標

令和8年度案 : 13~15か月

令和7年度 : 12~14か月

令和6年度 : 10~12か月

令和5年度 : 10~12か月

令和4年度 : 9~11か月

令和3年度 : 9~11か月

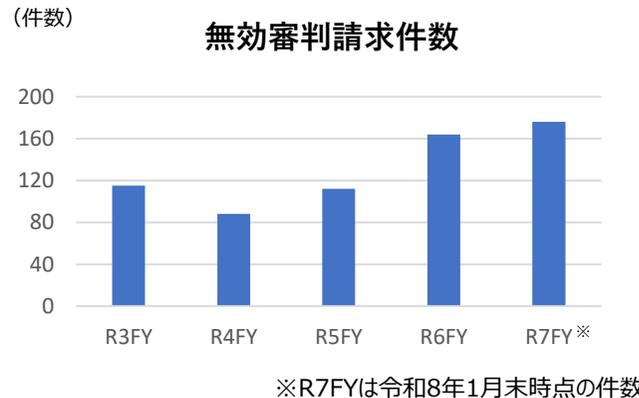
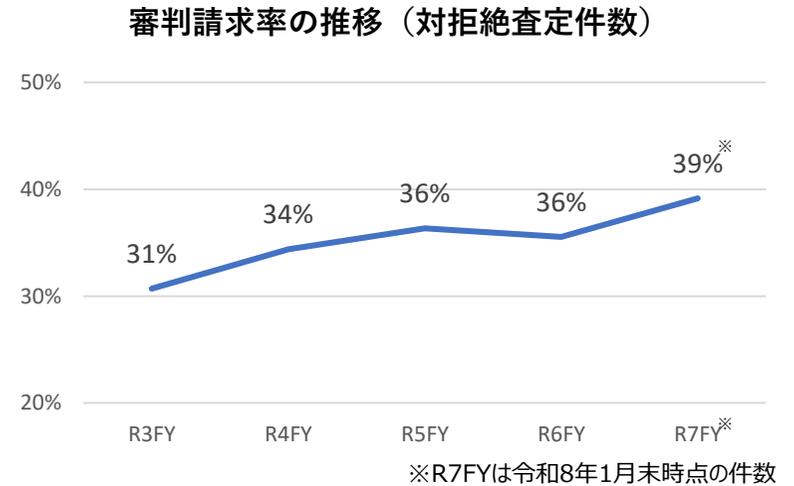
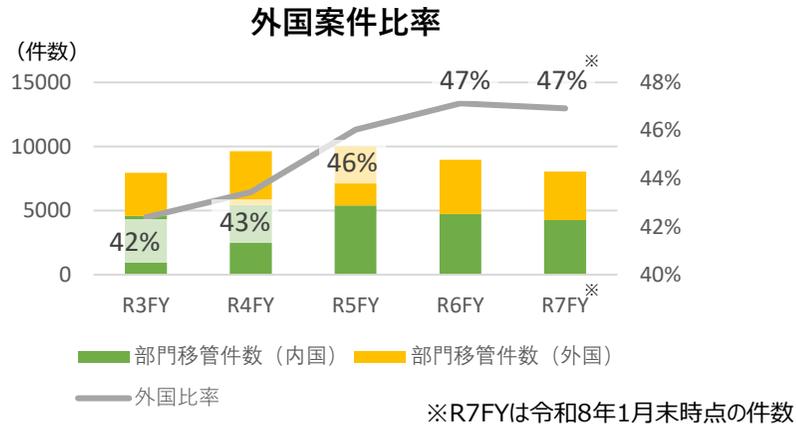
(参考) 特許の拒絶査定不服審判 審理期間長期化の背景

・審理期間が長期化しているのは、以下の①による1件当たりの平均審理期間の長期化に加えて、②により部門移管件数が増加し、③により審理件数が増加しにくい状況など、複数の要因によるものと考えられる。

① 審判請求人の応答期限が1か月長い外国案件の増加 (R3年度 約42%→R7年度 約47%)

② 特許審査での拒絶査定件数に対する審判請求率の増加 (R3年度 約31%→R7年度 約40%)

③ 紛争の早期解決を図るため優先処理する無効審判の増加 (R3年度 115件→R7年度 176件)



3. 出願・登録等について

項目		令和5年度評価	令和6年度目標	令和6年度評価	令和7年度目標	令和8年度目標
登録	設定登録*1	全件、3営業日以内に登録原簿への登録を行った。	全件3営業日以内	全件、3営業日以内に登録原簿への登録を行った。	3営業日以内	3営業日以内
	移転登録	全件、10営業日以内に登録原簿への登録を行った。	全件10営業日以内	全件、10営業日以内に登録原簿への登録を行った。	15営業日以内	15営業日以内
	<対象手続>	不備のない手続	不備のない手続	不備のない手続	不備のない手続 又は 不備が受付から12営業日以内に解消した手続	不備のない手続 又は 不備が受付から12営業日以内に解消した手続
公報*2	特許・意匠・商標	全件、登録日から10日以内に発行した。	10日以内	全件、登録日から10日以内に発行した。	10日以内	10日以内
出願、登録等に関する問合せへの対応		達成	電話：原則即時 (折り返し対応の場合は即日) メール：原則2営業日以内	達成	電話：原則即時 (折り返し対応の場合は即日) メール：原則2営業日以内	電話：原則即時 (折り返し対応の場合は即日) メール：原則2営業日以内

* 1 書面による場合及び手続きに不備がある場合を除く。

* 2 年末年始及びゴールデンウィークを挟む場合並びに編成対象のデータにエラーがある場合を除く。

4. 中小企業／地方（地域）の知財活用支援①

目標（ミッションステートメント）

- 中堅・中小企業における知財意識の向上を図るとともに、競争力の源泉となる知財の戦略的な活用（知財経営）を促進することで、企業の「稼ぐ力」を向上させ、付加価値拡大による地域経済の好循環の実現を目指す。

成果指標

①全国の知財総合支援窓口と関係機関との連携件数

（※）INPIT第6期中期目標と同じ件数を設定

令和5年度評価	令和6年度目標	令和6年度評価	令和7年度目標	令和8年度目標
15,077件	12,000件以上	15,468件	12,000件以上	13,300件以上

②地域の中核となる企業における知財経営のモデルとなり得る事例を創出するために実施する企業支援件数

（※）第3次地域活性化行動計画と同じ目標を設定

令和5年度評価	令和6年度目標	令和6年度評価	令和7年度目標	令和8年度目標
61件	60件以上	71件	60件以上	削除 （第3次地域活性化行動計画が令和7年度で終了するため）

※各指標の位置づけは以下の通り。

目標：特許庁が中堅・中小企業支援を進めるにあたり掲げるミッション・問題意識。

成果指標：単年度アウトプット目標として達成を目指す指標。

効果指標：アウトカム目標として注視しておくべき指標。

質的指標：施策の方向性

4. 中小企業／地方（地域）の知財活用支援①

目標（ミッションステートメント）

- 中堅・中小企業における知財意識の向上を図るとともに、競争力の源泉となる知財の戦略的な活用（知財経営）を促進することで、企業の「稼ぐ力」を向上させ、付加価値拡大による地域経済の好循環の実現を目指す。

効果指標

①新規に特許等の出願を行う中小企業数

令和5年度評価	令和6年度目標	令和6年度評価	令和7年度目標	令和8年度目標
14,738社	14,000社以上	14,194社	14,000社以上	14,000社以上

②特許出願件数（内国人の特許出願件数）に占める中小企業の割合

（※）第5期科学技術基本計画（2016～2020年度）（平成28年1月22日閣議決定）における設定比率（15%）及び直近5年間（2018～2022年）（平成30年～令和4年）の平均値（16.7%）を超える目標値を設定

令和5年度評価	令和6年度目標	令和6年度評価	令和7年度目標	令和8年度目標
-	18%以上	<u>16%</u>	18%以上	<u>削除</u>

4. 中小企業／地方（地域）の知財活用支援②

質的目標

- 知財経営の実践への支援から得られた知財の活用方法等をモデル的な事例として周知することにより、企業の知財活用の底上げを図る（**モデル事例の周知**）。

>> R 6 実績：下記のとおり、R 8 目標：維持

- 「知財重点支援エリア」として、令和6年度は青森県、石川県、神戸市の3地域を指定。同地域において、令和6年度より「知財経営支援モデル地域創出事業」を開始（最大3年間支援）。地域の経営支援機関と知財支援機関・専門家の連携強化、地域中小企業への伴走支援、支援人材の育成に取り組んだ。
- 各指定地域において成果報告会等を実施するとともに、1年目の取組・成果をまとめた事業報告書を特許庁HPにて公開。

- 関係機関同士のより一層のネットワーク強化を図り、関係機関が実施する各種支援施策についても、相互利用やシームレスな利用を推進し、企業の経営課題に合わせた支援を実施することで、施策効果の向上を図る（**「4者連携」取組推進**）。

>> R 6 実績：下記のとおり、R 8 目標：維持（4者→5者へと文言修正）

- 「知財経営支援モデル地域創出事業」を通じて、知財重点支援エリアである青森県、石川県、神戸市の3地域の地域を牽引する中小企業等15者に対して、ネットワーク構成機関をはじめとする地域支援機関が協力して伴走支援を実施。
- 全国9地域で知財経営の普及啓発イベントである「つながる特許庁」を開催（弁理士会は各地で交流会を開催、日商は周知や集客に協力）。
- 地域に根ざした中小企業等へ知財支援施策を実施する経費の補助金を13件交付。
- 各経済産業局知財室において、地域の知財経営支援ネットワーク構成機関と協働した知財経営支援ネットワーク事業を計9件実施。

5. グローバル化への対応

項目		令和5年度評価	令和6年度目標	令和6年度評価	令和7年度目標	令和8年度目標
グローバル化への対応	特許審査ハイウェイ（P P H）の一次審査通知期間*	2.1カ月	3カ月以内	2.4カ月	3カ月以内	3カ月以内
	新興国の知財関係者等を対象とした研修	47カ国・機関 297人	40カ国・機関以上 290人以上	44カ国・機関 306人	40カ国・機関以上 290人以上	40カ国・機関以上 270人以上

* 他庁で特許可能と判断されて申請された案件の我が国における一次審査通知期間。

質的向上に伴う新興国等向け研修人数の見直し

- 令和8年度は、研修修了生からのフィードバック、研修に招聘している新興国等の知財庁からの要望等を踏まえ、研修日数の増加などを含めた質的向上を目的に研修カリキュラムの変更を予定している。
- 上記の研修の質的向上を実現するためのカリキュラム変更を踏まえ、研修生1人当たりの受け入れ費用増加を最大限抑えつつ、招聘にも引き続き力を入れることで、研修人数はできるだけ維持する方針とし、令和8年度は修了人数270名を新たな目標とする。

		R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
国数		【目標40】				
	修了国数	48	47	44	—	
人数		【目標290】				【目標270】
	修了人数	313	297	306	—	
予算		3.8億円	4.0億円	4.1億円	4.3億円	